

第2章第2節 第3 2以上の防火対象物に兼用する消火設備の取扱い

第3 2以上の防火対象物に兼用する消火設備の取扱い

同一敷地内にある2以上の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備を設置する場合において、当該2以上の防火対象物に設置する当該消火設備の加圧送水装置、水源、消火薬剤、消火剤又は補助高架水槽が次に適合する場合は、それぞれ兼用することができる。

1 加圧送水装置

規則第12条第1項第7号ハ(二)ただし書に規定する「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、次によること。

- (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この第3において「ポンプの全揚程等」という。）は、加圧送水装置を兼用するすべての消火設備が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られること。
- (2) ポンプの吐出量は、兼用するすべての消火設備に必要とされる量を加算して得た量以上の量が確保されていること。

2 水源等

水源、消火薬剤又は消火剤を兼用する場合は、水源の水量、消火薬剤の貯蔵量又は消火剤の量（以下この第3において「水源の水量等」という。）が兼用するすべての消火設備に必要とされる量を加算して得た量以上確保されていること。

3 最大量による兼用

兼用する消火設備が同じ消火設備（屋内消火栓設備と屋内消火栓設備を兼用する場合等）で、かつ、次のいずれかに該当する2以上の防火対象物にあっては、前1及び2の規定にかかわらず、当該防火対象物のうち必要なポンプの全揚程等及び吐出量又は水源の水量等が最大となるものの量とすることができる。

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物
- (2) 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が1階にあっては3m、2階以上にあっては5mを超えるもの
- (3) 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が1階にあっては3m、2階以上にあっては5m以下となる部分の外壁及び屋根の部分が防火構造で、かつ、開口部が防火設備である防火戸が設けられているもの
- (4) 令8区画及び第1節第3 消防用設備等の設置単位の規定に適合することにより別の防火対象物とみなされるもの ◇

4 補助高架水槽 ◇

補助高架水槽の水量は、当該防火対象物の実情に応じて各本部で判断すること。

5 配管

熊本県消防長会消防用設備等指導指針

第2章第2節 第3 2以上の防火対象物に兼用する消火設備の取扱い

各防火対象物に至る配管は、次のいずれかの場合を除き、埋設しないこと。

- (1) 共同溝等に敷設する場合
- (2) 加圧送水装置から埋設するまでの間で配管を分岐するとともに、それぞれに止水弁を設ける場合

6 1次圧調整弁 ◇

各防火対象物の放水量、放水圧力等を必要とされる量となるよう調整するため、配管に1次圧調整弁を設ける場合は、当該弁の2次側に流量計を設置すること。